

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表

金融事業者の名称	株式会社Jリスクマネジメント
■取組方針掲載ページのURL	https://www.i-risk.jp/customer/
■取組状況掲載ページのURL	https://www.i-risk.jp/customer/

原則	原則	実施・不実施 ※6	取組方針の該当箇所 ※6	取組状況の該当箇所 ※6
原則 2	<p>【顧客の最善の利益の追求】 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を追求すべきである。 金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。</p>	実施	取組方針 1 お客さまの最善の利益の追求と、企業文化としての定着 ＜取組項目＞ (1)、(2)	取組状況 1 お客さまの最善の利益の追求と、企業文化としての定着 (1)、(2)、(3)-①
	(注)	実施	取組方針 1 お客さまの最善の利益の追求と、企業文化としての定着 ＜取組項目＞ (1)、(2)	取組状況 1 お客さまの最善の利益の追求と、企業文化としての定着 (1)、(2)、(3)-②
原則 3	<p>【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。</p>	実施	取組方針 2 利益相反の適切な管理 ＜取組項目＞ (1)、(2)	取組状況 2 利益相反の適切な管理 (1)、(2)
	(注)	実施	取組方針 2 利益相反の適切な管理 ＜取組項目＞ (1)、(2)	取組状況 2 利益相反の適切な管理 (1)、(2)
原則 4	<p>【手数料等の明確化】 金融事業者は、名目問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるような情報提供すべきである。</p>	実施	取組方針 3 お客さまの真の意向を踏まえた商品提案・販売 ＜取組項目＞ (2)	取組状況 3 お客さまの真の意向を踏まえた商品提案・販売 (2)、(4)
原則 5	<p>【重要な情報の分かりやすい提供】 金融事業者は、顧客との情報の取扱いがあることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。</p>	実施	取組方針 3 お客さまの真の意向を踏まえた商品提案・販売 ＜取組項目＞ (1)	取組状況 3 お客さまの真の意向を踏まえた商品提案・販売 (1)、(4)
	(注1)	実施	取組方針 3 お客さまの真の意向を踏まえた商品提案・販売 ＜取組項目＞ (1)	取組状況 3 お客さまの真の意向を踏まえた商品提案・販売 (1)
	(注2)	非該当	非該当	非該当
	(注3)	実施	取組方針 3 お客さまの真の意向を踏まえた商品提案・販売 ＜取組項目＞ (1)	取組状況 3 お客さまの真の意向を踏まえた商品提案・販売 (1)
	(注4)	実施	取組方針 3 お客さまの真の意向を踏まえた商品提案・販売 ＜取組項目＞ (1)	取組状況 3 お客さまの真の意向を踏まえた商品提案・販売 (1)
(注5)	実施	取組方針 3 お客さまの真の意向を踏まえた商品提案・販売 ＜取組項目＞ (1)	取組状況 3 お客さまの真の意向を踏まえた商品提案・販売 (1)	
原則 6	<p>【顧客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。</p>	実施	取組方針 3 お客さまの真の意向を踏まえた商品提案・販売 ＜取組項目＞ (1)、(2)、(3)	取組状況 3 お客さまの真の意向を踏まえた商品提案・販売 (1)、(2)、(3)、(4)
	(注1)	実施	取組方針 3 お客さまの真の意向を踏まえた商品提案・販売 ＜取組項目＞ (3)	取組状況 3 お客さまの真の意向を踏まえた商品提案・販売 (3)
	(注2)	非該当	非該当	非該当
	(注3)	非該当	非該当	非該当
	(注4)	実施	取組方針 3 お客さまの真の意向を踏まえた商品提案・販売 ＜取組項目＞ (1)、(2)	取組状況 3 お客さまの真の意向を踏まえた商品提案・販売 (1)、(2)
	(注5)	実施	取組方針 3 お客さまの真の意向を踏まえた商品提案・販売 ＜取組項目＞ (1)、(2)	取組状況 3 お客さまの真の意向を踏まえた商品提案・販売 (1)、(2)
	(注6)	実施	取組方針 3 お客さまの真の意向を踏まえた商品提案・販売 ＜取組項目＞ (5)	取組状況 3 お客さまの真の意向を踏まえた商品提案・販売 (5)
(注7)	実施	取組方針 3 お客さまの真の意向を踏まえた商品提案・販売 ＜取組項目＞ (5)	取組状況 3 お客さまの真の意向を踏まえた商品提案・販売 (5)	
原則	<p>【従業員に対する適切な勤続づけの特措等】 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するよう設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な勤続づけの特措みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。</p>	実施	取組方針 4 人材育成と、方針の浸透に向けた取組 ＜取組項目＞ (1)、(2)、(3)	取組状況 4 人材育成と、方針の浸透に向けた取組 (1)、(2)、(3)、(5)

7	(注)	金融事業者は、各原則(これらに付されている注を含む)に照らして評価する際、各原則の内容及び注に代わって、これらに携わる従業員に課せられることにより、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。	実施	取組方針 4 人財確保と、方針の浸透に向けた取組体制 <取組項目> (4)	取組状況 4 人財確保と、方針の浸透に向けた取組体制 (4)
補充原則 1	【基本理念】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品やサービスの提供を通じて、顧客に付加価値をもたらすと同時に自身の経営を持続可能なものとするために、金融商品の組成に携わる金融事業者の経営者として十分な資質を有する者のリーダーシップの下、顧客により良い金融商品を提供するための理念を明らかにし、その理念に沿ったガバナンスの構築と実践を行うべきである。		非該当	こちらについては、当社は代理店として金融商品の組成は実施していないため、非該当としております。	こちらについては、当社は代理店として金融商品の組成は実施していないため、非該当としております。
補充原則 2	【体制整備】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客により良い金融商品を提供するための理念を踏まえ、金融商品のライフサイクル全体のプログラム・プロセスについて実効性を確保するための体制を整備すべきである。その上で、金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理を適切に行うとともに、これらの実効性を確保するための体制を整備すべきである。		非該当	こちらについては、当社は代理店として金融商品の組成は実施していないため、非該当としております。	こちらについては、当社は代理店として金融商品の組成は実施していないため、非該当としております。
	(注1)	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成から販売に至る金融商品のライフサイクル全体の品質や組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理の実効性を確保するために、管理部門等に検証の仕組みを整備すべきである。その事業検証や提供する金融商品の特性等に応じて、必要に応じて、社外取締役や外部有識者のほか、ファンドの投資等を行う第三者機関等からの意見を取り入れる仕組みも検討すべきである。	非該当	こちらについては、当社は代理店として金融商品の組成は実施していないため、非該当としております。	こちらについては、当社は代理店として金融商品の組成は実施していないため、非該当としております。
	(注2)	金融商品の組成に携わる金融事業者は、プログラムの品質に関する検証を踏まえ、適時にプログラム・プロセスの構築に関する体制を整備すべきである。また、リスクを構築すべきである。	非該当	こちらについては、当社は代理店として金融商品の組成は実施していないため、非該当としております。	こちらについては、当社は代理店として金融商品の組成は実施していないため、非該当としております。
補充原則 3	【金融商品の組成の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客の真のニーズを想定した上で、組成する金融商品がそのニーズに最も合致するものであるかを勘案し、商品の持続可能性や金融商品としての合理性等を検証すべきである。また、商品の収益性やリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の最善の利益を実現する観点から、販売対象として適切な想定顧客属性を特定し、金融商品の販売に携わる金融事業者において十分な理解が浸透するよう情報連携すべきである。		非該当	こちらについては、当社は代理店として金融商品の組成は実施していないため、非該当としております。	こちらについては、当社は代理店として金融商品の組成は実施していないため、非該当としております。
	(注1)	金融商品の組成に携わる金融事業者は、組成する金融商品が中長期にわたって持続可能な商品であることを検証するとともに、留意性が生じない取引コストの合理性を検証すべきである。	非該当	こちらについては、当社は代理店として金融商品の組成は実施していないため、非該当としております。	こちらについては、当社は代理店として金融商品の組成は実施していないため、非該当としております。
	(注2)	金融商品の組成に携わる金融事業者は、想定顧客属性に特化した商品に当たっては、商品の種類やリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の資産状況、取引経緯、知識及び取引目的、ニーズ等を基本として、具体的に定め、必要に応じて想定される販売方法にも留意すべきである。その際、例えば、元本保障のない顧客（例えば、元本保障のない商品）をターゲットとする顧客等も特定すべきである。また、複雑な金融商品や運用・分配方法が特異な金融商品については、どのような顧客ニーズに合致する可能性があるかを、また、それが当該金融商品に適切に反映されているか検証を行い、より詳細な顧客属性を慎重に特定すべきである。	非該当	こちらについては、当社は代理店として金融商品の組成は実施していないため、非該当としております。	こちらについては、当社は代理店として金融商品の組成は実施していないため、非該当としております。
	(注3)	金融商品の組成に携わる金融事業者は、販売全体として最適な金融商品の組成を提供するため、顧客のニーズの把握や想定顧客属性の特定に当たり、商品の種類やリスク等の金融商品の特性等に応じて、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携や必要に応じて実証試験等の検証を行うべきである。また、金融商品組成後の検証の実効性を高める観点から、金融商品の販売に携わる金融事業者との間で連携すべき情報等について、事前に取決めを行うべきである。	非該当	こちらについては、当社は代理店として金融商品の組成は実施していないため、非該当としております。	こちらについては、当社は代理店として金融商品の組成は実施していないため、非該当としております。
補充原則 4	【金融商品の組成の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成時に想定していた商品が確保されているかを継続的に検証し、その結果を金融商品の改善や見直しにつなげるとともに、商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプログラム・プロセスの体制全体の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。また、販売全体として顧客の最善の利益を実現するため、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携等により、販売対象として想定する顧客属性と実際に購入した顧客属性が合致しているかを検証し、必要に応じて運用・商品提供の改善や、その後の金融商品の組成の改善に活かしていくべきである。		非該当	こちらについては、当社は代理店として金融商品の組成は実施していないため、非該当としております。	こちらについては、当社は代理店として金融商品の組成は実施していないため、非該当としております。
	(注1)	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の検証に当たっては、留意性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストのバランスが確保されているかを継続的に検証すべきである。当該金融商品により検証がよくなる場合は、金融商品の改善、他の金融商品との併合、機上直販等の検証を行うとともに、その後の商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプログラム・プロセスの体制の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。	非該当	こちらについては、当社は代理店として金融商品の組成は実施していないため、非該当としております。	こちらについては、当社は代理店として金融商品の組成は実施していないため、非該当としております。
	(注2)	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の検証やリスク等の金融商品の特性等に応じて、商品組成後の検証に必要な情報の提供を金融商品の販売に携わる金融事業者から受けるべきである。情報連携すべき情報は、より良い情報連携顧客に提供するために活用する観点から実効性のあるものであるべきであり、契約に準じて顧客属性に係る情報のほか、例えば顧客からの苦情や販売状況等も考えられる。金融商品の販売に携わる金融事業者から情報連携を受けられない場合には、必要に応じて金融商品の販売方法の見直しも検討すべきである。また、金融商品の販売に携わる金融事業者から得られた情報を踏まえた検証結果については、必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者へ還元すべきである。	非該当	こちらについては、当社は代理店として金融商品の組成は実施していないため、非該当としております。	こちらについては、当社は代理店として金融商品の組成は実施していないため、非該当としております。
	(注3)	金融商品の組成に携わる金融事業者は、運用の外部委託を行う場合、外部委託先における運用についても検証の対象とし、その結果を踏まえて、必要に応じて金融商品の改善や見直しを行うべきである。金融商品の組成に携わる金融事業者の間に連携する情報については、必要に応じて外部委託先にも連携すべきである。	非該当	こちらについては、当社は代理店として金融商品の組成は実施していないため、非該当としております。	こちらについては、当社は代理店として金融商品の組成は実施していないため、非該当としております。
補充原則 5	【顧客に対する分かりやすい情報提供】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客がより良い金融商品を選択できるよう、顧客に対し、運用体制やプログラム・プロセスの体制等について分かりやすい情報提供を行うべきである。		非該当	こちらについては、当社は代理店として金融商品の組成は実施していないため、非該当としております。	こちらについては、当社は代理店として金融商品の組成は実施していないため、非該当としております。
	(注1)	金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客に対し、自ら又は必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者を通じて、その運用体制について様々な金融商品の商品性に係る情報提供を行うべきである。例えば、運用責任者の職名が重要となる金融商品については、当該金融事業者の担当スタッフが適切に運用責任者や運用の責任を事実上担っていること、本人の同意の下、此名、業務経緯、投資方針等を情報提供し、又は運用チームの構成や業務実績等を情報提供するべきである。	非該当	こちらについては、当社は代理店として金融商品の組成は実施していないため、非該当としております。	こちらについては、当社は代理店として金融商品の組成は実施していないため、非該当としております。
	(注2)	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の商品性に関する情報について、金融商品の販売に携わる金融事業者と連携して、分かりやすい情報提供を行うべきである。	非該当	こちらについては、当社は代理店として金融商品の組成は実施していないため、非該当としております。	こちらについては、当社は代理店として金融商品の組成は実施していないため、非該当としております。

【照会先】
 部署 保険募集管理部 井上 晴彦
 連絡先 東京都千代田区神田神保町1丁目5-1 神保町須賀ビル5階
 03-5577-6623
 inoue-yasuaki@risk.jp